

青森市議会基本条例の一部を改正する条例

青森市議会基本条例（平成二十五年青森市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（議会報告会の開催等）」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他議会報告会を開催しない特別の事情があるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~◇~~~~~

提案理由

議会報告会の開催に係る所要の改正をするため、提案するものである。